

議案第 6 5 号

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、パートタイム会計年度任用職員の給与、費用弁償等について定めることに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は、別表第1に掲げる報酬表によるものとする。

- 2 前項の報酬表（以下単に「報酬表」という。）は、全ての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

- 2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(職務の号給)

第5条 職員となった者の号給は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(地域手当に係る報酬)

第6条 大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号。以下「給

与条例」という。)第13条の2の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「当該職員の報酬月額」と読み替えるものとする。

(職員の報酬)

第7条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、地域手当相当額を加算した額(以下同じ。)とする。

(報酬の支給)

第8条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以

外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 職員が給与条例第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第5項までの規定の例による。この場合において、その支給する費用弁償の額は、支給単位期間における通勤回数を考慮して町長が規則で定める。

(公務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、大口町職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号。以下「旅費条例」という。）の例による。この場合において、職員は旅費条例第2条第2項に規定するその他の職員に相当するものとする。

(時間外勤務に係る報酬)

第11条 当該職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の1

00（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50
（休日勤務に係る報酬）

第12条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の

全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する休日勤務に係る報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第14条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び第17条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(期末手当)

第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、

給与条例第20条第1項中「町長が規則で定める日」とあるのは「第8条第1項の規定による報酬の支給日」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬（第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における任期（任命権者を同じくするものに限る。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の職員とみなす。

（保育勤務に係る報酬）

第16条 保育業務に従事することを命ぜられた職員には、大口町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和55年大口町条例第5号）第3条に規定する保育手当に相当する報酬（以下「保育勤務に係る報酬」という。）を支給する。

2 保育勤務に係る報酬は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める職員 当該職員の報酬月額の100分の2に相当する額

(2) 日額で報酬を定める職員 当該職員の報酬月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額の100分の2に相当する額（1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた額)

(3) 時間額で報酬を定める職員 当該職員の報酬月額を162.75で除して得た額の100分の2に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

3 1月における保育勤務に係る報酬は、4,000円を上限とする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第17条 第11条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額及び町長が規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額及び町長が規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第7条第3項の規定により計算して得た額及び町長が規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(報酬の減額)

第18条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任

命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(休職者の給与)

第19条 給与条例第26条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「報酬及び期末手当」と、同条第4項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「報酬」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委任)

第20条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(単純労務者の給与)

- 2 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、当分の間この条例の各相当規定の例による。

別表第1 報酬表 (第3条関係)

1 行政職報酬表 (一)

職務の級	号給	報酬月額
1級	4号給から25号給	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1行政職給料表(一)におけるそれぞれの同数の

		号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
2級	4号給から45号給	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1行政職給料表(一)におけるそれぞれの同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
3級	1号給から39号給	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1行政職給料表(一)におけるそれぞれの同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 行政職報酬表(二)

職務の級	号給	報酬月額
1級	26号給から59号給	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1行政職給料表(二)におけるそれぞれの同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が規則で定めるものに適用する。

3 教育職報酬表

職務の級	号給	報酬時間額
1級	1号給	2,240円

備考 この表は、小学校及び中学校に勤務する職員に適用する。

別表第2 等級別基準職務表(第4条関係)

1 行政職報酬表(一) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定例的又は補助的な業務を行う職務
2 級	経験又は資格を必要とする業務を行う職務
3 級	相当の知識及び経験又は資格を必要とする業務を行う職務

2 行政職報酬表（二） 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定例的な技能及び労務を行う業務

3 教育職報酬表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	養護教諭、講師の職務

制 定 要 旨

1 趣旨

地方公共団体においては、高齢社会の到来や行政需要の多様化、さらには、様々な働き方のニーズもあることから、その両者を満たしかつ、正規職員数を増加させないよう「臨時職員雇用」が進み、その雇用が年々増加してきています。

またその中で、職員の待遇改善を図るために、保育士や調理員、保健師といった資格を有する職種の方の待遇を改善するために、「非常勤特別職制度」の趣旨からはやや逸脱するものの、その制度を活用した採用が全国的に拡大してきているところです。

しかしながら、これらの非常勤特別職は労働者性が高いながらも期末手当は支給できず、地方公務員法が適用されないことから、特別休暇等の待遇面では一般職に劣り、さらに守秘義務を課すことができない等の問題が浮き彫りになってきました。

そこで国においては、これまでの臨時職員や非常勤特別職制度の問題点を可能な限り解決するため、任用、服務規律等の整備、任用要件の厳格化、期末手当の支給を可能とするため、平成29年5月に地方公務員法を改正し、令和2年4月1日に施行することとしました。

従って本町においては、その中で新設された「会計年度任用職員制度」のうち、今回は「パートタイム会計年度任用職員」について整備するため、条例を制定するものです。

非常勤特別職制度

恒久的でない職又は常時勤務することを必要としない職でかつ、職業（作業）的でない専門性の高い職

会計年度任用職員制度

国においては、

①フルタイム ②パートタイム

の2区分を想定している

2 概要

(1) 報酬（第7条）

常勤職員給料表の行政職（一）と行政職（二）を使用して、会計年度任用職員の職務内容に応じた「報酬額」を決定します。

ア 基準となる職務表を定めます。

行政職報酬表（一） 等級別基準職務表

級	基準となる職務	参考（本町の主な職務）
1 級	定例的又は補助的な業務を行う職務	一般事務
2 級	経験又は資格を必要とする業務を行う職務	保育士、司書、学芸員、児童厚生員 放課後児童指導員、学校支援員
3 級	相当の知識及び経験又は資格を必要とする業務を行う職務	保育士、管理栄養士、看護師 保健師

行政職報酬表（二） 等級別基準職務表

級	基準となる職務	参考（本町の主な職務）
1 級	定例的な技能及び労務を行う業務	調理員、作業員、用務員

教育職報酬表 等級別基準職務表

級	基準となる職務	参考（本町の主な職務）
1 級	養護教諭、講師の職務	養護教諭、少人数指導講師

イ 報酬を決定する際の基準となる月額を定めます。

常勤職員給料表を用いて、初年度の任用の際に適用する「基礎号給」と、新制度では経験年数を昇給という形で勘案することから、その上限号給を定めます。

行政職報酬表（一）

級	号給
1 級	給与条例別表第 1 行政職給料表（一）における、1 級の欄に掲げる 4 号給から 2 5 号給の給料月額と同額
2 級	給与条例別表第 1 行政職給料表（一）における、1 級の欄に掲げる 4 号給から 4 5 号給の給料月額と同額
3 級	給与条例別表第 1 行政職給料表（一）における、2 級の欄に掲げる 1 号給から 3 9 号給の給料月額と同額

行政職報酬表（二）

級	号給
1 級	給与条例別表第 1 行政職給料表（二）における、1 級の欄に掲げる 2 6 号給から 5 9 号給の給料月額と同額

教育職報酬表

級	号給（報酬時間額）
1 級	1 号給 2, 2 4 0 円

ウ 地域手当相当額の加算

常勤職員と同様に、地域手当相当額（本町の場合は現在、給料月額の 3 %）を報酬に加算します。

エ 報酬の積算事例（時間給の場合1円未満切り捨て）

○一般事務の初年度任用（1級4号給を適用）

$$(\text{報酬月額 } 147,500 \text{ 円} + 4,425 \text{ 円 (報酬月額} \times 3\%)) \div 162.75 \text{ 時間} = 933 \text{ 円}$$

○保育士の初年度任用（1級30号給を適用）

$$(\text{報酬月額 } 188,900 \text{ 円} + 5,667 \text{ 円 (報酬月額} \times 3\%)) \div 162.75 \text{ 時間} = 1,195 \text{ 円}$$

162.75時間（勤務時間×勤務日数）について
 国が示す、報酬月額から時間単価を算出する際に使用する勤務条件は次のとおりです。
 1日の勤務時間 7.75時間
 1月の勤務日数 21日

主な職種	職務 の級	基礎号給		報酬月額	基準月額	報酬額 (時間)	(参考) 現在の単価
		級	号給				
一般事務	1	1	4	147,500円	151,925円	933円	930円
司書	2	1	20	168,700円	173,761円	1,067円	1,060円
保育士	2	1	30	188,900円	194,567円	1,195円	1,210円
保健師	3	2	18	223,400円	230,102円	1,413円	1,410円

●保育士は、常勤職員と同等の対応とするために、保育手当相当額を上記報酬額に加算します。

※(6) 保育勤務に係る報酬を参照（1,195円+23円=1,218円）

(2) 通勤に係る費用弁償（第9条）

常勤職員と同様（大口町職員の給与に関する条例）とします。

ただし、1月の通勤回数が10回に満たない場合は、通勤回数を21で除して得た数を通勤手当月額に乗じた額とする。（1円未満切り捨て）

「21」は、国において1月の通勤日数を「21日」としていることを踏まえたものです。

(3) 公務のための旅費に係る費用弁償（第10条）

常勤職員と同様（大口町職員の旅費に関する条例）とします。

(4) 時間外勤務に係る報酬（第11条）

定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた場合は、常勤職員と同様に、100分の125から100分の150までの範囲で割増をした時間単価で支給します。

ただし、定められた勤務時間と時間外勤務時間との合計が1日7時間45分に達するまでは、割増が100分の100となります。

(例) 9時から17時の7時間勤務の任用で、18時15分まで勤務した場合

17時から17時45分の45分は、 $100/100$ 、

17時45分から18時の15分は $125/100$

となります。

本町では、上記(2)から(4)の制定内容で現在、運用しています。

(5) 期末手当（第15条）

任用期間が6月以上の職員、週の勤務時間が15時間30分以上の職員に支給します。

【計算式】支給額＝算定期間中の実支給額の平均×期別支給割合×在職期間割合

※実支給額には保育勤務に係る報酬は含みません。

○期別支給割合 6月 130/100

12月 130/100

○在職期間割合

6か月 100/100

5か月以上6か月未満 80/100

3か月以上5か月未満 60/100

3か月未満 30/100

(例) 6月の期末手当

(12月から5月の実支給額の合計額/6月) × 130/100 × 在職期間割合

※令和2年4月1日任用の場合、4月1日から6月1日の2か月1日が在職期間となるため、期間割合は30/100となります。

(6) 保育勤務に係る報酬（第16条）

常勤職員に支給している保育手当相当分を報酬として加算します。

※大口町職員の特殊勤務手当に関する条例

保育手当 報酬月額 \times 100分の2を乗じた額（上限4,000円）

【計算例】 1級30号給188,900円の場合

188,900円/162.75=1,160.6758円

時間単価 1,160.6758円 \times 2%=23円（1円未満切り捨て）

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。